

苫小牧市民自治推進会議（平成26年度第4回）会議録

開催日時 平成26年12月3日（水）午後6時30分～午後8時5分
開催場所 苫小牧市役所3階会議室（北庁舎側）
出席委員 高野会長、佐藤副会長、青山委員、川上委員、竹谷委員、水口委員、
家守委員
欠席委員 川島委員、谷岡委員、福井委員
事務局 市民自治推進課長（加賀谷）、市民自治推進課長補佐（中村）、
市民自治推進課主査（吉田）
報道機関 苫小牧民報社記者
傍聴者 なし

1 開会

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 皆さん、お晩でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催させていただきたいと思っております。高野会長、よろしくお祈いします。

2 会議

(1) 住民投票について提出された意見論点の検討について

●高野会長 はい、皆さん、こんばんは。はい、12月のお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。一応、会議の充足数6名を超えたので、今日の会議は進めることができます。ありがとうございます。

それではですね、会議の方を進めていきたいと思っておりますが、会議次第の順番で進めさせていただきたいと思っております。会議次第の2番目の(1)ですね、住民投票について提出された意見の論点を、あの、まあ、回答しなければなりませんので、その検討について事務局の方から説明の方をお願いいたします。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） はい、それでは説明いたします。市民自治推進会議によりますパブリックコメント「皆様のご意見募集中」ということで、平成26年11月28日まで住民投票に関する意見を募集していたということになりますけれども、その結果についてですね、あの、提出された意見と、まあ、それに対する検討、検討後のその回答というものを提示しなければならないということがございまして、今日、その最終的な案について御審議をいただければということになります。

資料といたしましては、「住民投票制度について寄せられた意見と市民自治推進会議の考え方について（パブリックコメントの結果）」と書かれているもの、それから、アンケート結果の集計が1部、それから、次が「(参考) まちかどミーティングで寄せられた質問・意見(要旨)」ということで、これにつきましては前回会議が平成26年11月14日に開催されておりましたので、その後、2地区まちかどミーティングが開催されましたが、勇払地区で意見があり、市長とのやり取りがあったということで、今回参考配布させていただいております。で、答申案については、あの、パブリックコメントの結果とその市民自治推進会議としての考え方の議論の終了後にですね、議論をしたいと考えております。

それでは、まず、順不動になりますけれども、一番最初に「(参考) まちかどミーティン

グで寄せられた質問・意見（要旨）」について御説明をさせていただきます。これは勇払地区の平成26年11月17日に開催をいたしましたまちかどミーティングで、住民投票に関する質問が出されました。で、この要旨といたしましては「議会・市長の意見が対立したときに、一般的には市長の専権である議会の解散で真意を問うということが行われているのだけれども、住民投票にかける線引きのようなものをどのように考えているのか。」というような質問でした。それで、あの、私の方からは「住民投票というのは最終的に幅広く議論をして、どうしても結論が出ないという最終手段として市としては位置付けているので、大変重たい、住民投票の権能を行使するという事は、大変重たい決断になる。」という説明をさせていただきました。

その後ですね、更に参加者からは、あの、同じ人なんですけれども、「市長であれば、施政者が議会を解散して市民に賛否を問うのが一般的だ。」と。それで、住民投票制度を導入することによって「施政者のための何か住民投票の権利みたいな感じにどうしても一般市民の方からは見えてしまうのではないか。」と。だから、まあ、「十分に気を付けていただきたい。」というようなことが発言としてあったところでございます。

これに対しまして、市長としてはですね、「住民投票制度の導入は、決して議会制民主主義を否定する意味で住民投票制度というものがあるということではなくて、民主主義の成熟過程で議会制民主主義を補完する意味を持った制度として住民投票制度を捉えていただきたい。」という説明があったところです。また、「住民投票というのは頻繁にかけるということにはならないし、また、そうであってはならないということ。もう少し重いものだと考えていて、そういう認識の上で仕組みとしては備えておく必要がある。」というような市長からの返答がまちかどミーティングの中で質疑として行われていたということでございます。

それから、資料替わりまして、パブリックコメントの結果の方ですが、「住民投票制度について寄せられた意見と市民自治推進会議の考え方について」という資料になりますけれども、こちら左側が実際に提出をされた意見者の意見を原文のまま掲載しております。で、右側につきましては、これまでの市民自治推進会議における議論及び市民自治推進会議に諮問される以前の検討懇話会の中での議論をされてきた経過を踏まえまして、今回、市民自治推進会議の会議の回答案として、まあ、これまでの経過を踏まえた中で事務局案として御提示をさせていただくものでございます。

それで、1ページ目から順に説明をしていきますけれども、一つ目の意見というのは住民投票に付することができないその除外事項についてでございますけれども、市の権限に属さない事項、「IRであるとか震災がれき、米軍艦の寄港の問題、こういったものは住民投票の対象となり得るのではないか。」というようなことが趣旨として、意見として提出をされております。

これまでの推進会議の中間報告の考え方を踏まえまして、この、これら回答につきましては、実際には、その、市の権限に属さない事項の判断というのはなかなか難しいということもあり、難しいものであるということで考えているということで、市民自治推進会議の、市民自治推進会議としての回答案としたいということで、今回、御提示をさせていただいております。

2ページ目を御覧ください。2ページ目では「小平市の都道建設反対の住民投票のようなものは住民投票を行わせるべきであるし、また、市の権限に属さない事項を対象から除外することは合理的ではないし、住民投票の意義を極度に狭めるものだ。」というような意見が出されております。これにつきましても、市民自治推進会議の中間報告の中ではですね、「市の権限に属さない事項については除外規定として規定しないことが適切である。」という意見が有力であるということで意見を募集しておりますので、それに従った回答を、

回答案を御提示させていただいたということになります。

次の枠の川崎市住民投票条例の例の永住外国人の規定についての指摘が、質問というか提案がございましたが、これにつきましては住民投票の対象とされる特定事項について正確に判断をするためには、日本語の理解ですとか、また、文化、政治制度の知識を身に付けていることが前提となり、長期的に居住する可能性についても十分考慮する必要があるという考え方から「永住者、特別永住者に限り、対象とすべきである。」という考え方として回答案として御提示をさせていただいております。

3 ページ目を御覧ください。3 ページ目につきましては、住民投票条例の、その、請求発議者の考察について書かれておるところなんですけれども、まず、「議員については、あの、現状の、その、現状と変化がない。」という指摘が出されています。で、これにつきましては当然、現行法の枠内での制度設計を想定してございますので「地方自治法第112条及び第116条の規定に基づく。」ということの回答になります。

それからBにつきましては、「市民については4分の1以上の署名が必要だから、署名集めは現状で困難である。」というようなことが考察として書かれておりますけれども、市民自治推進会議の中での審議の結論といたしまして、「1か月で収集できる署名数を想定しながら、濫発されない数字として4分の1が適当であると考えている。」という結論をいただいているので、そのような形で回答案を御提示をさせていただいております。「住民投票の結果は尊重であっても相当な重みと迫力があり、政治的にも重い判断が行われる。」という形の回答としていただいております。

4 ページ目をお願いいたします。C、D、Eの部分になりますけれども、Cは「市長の場合は圧倒的に行政素案では受益者になるのではないか。」という指摘。

それからDについてはそれを受けまして「市長に発議権を与えると住民投票乱用の可能性が出てくるので、住民の発議だけを定めるのが本質ではないか。」という意見。

それからEでは「もともと市民の自治のための住民投票である。」というような指摘が出されております。で、これに対しましては、議会からの請求については市長の意思にかかわらず、議会の議決を得ることにより住民投票の実施が可能になるということで、同様に「市長自らの発議についても、議会の同意を得なければ住民投票を実施することができない制度とすることは適切でない。」というような考え方として御提示をさせていただきます。

それから、DとEの部分につきましては、当然、あの、議会請求、市長発議の制度を作ったとしても、当然、現行の制度であります個別型住民投票条例を議案として提出をするということは制度上可能であるということから、可能であり、この場合住民投票に付そうとする個別案件の議論と住民投票の制度設計の議論とが複雑に絡まったときに条例の議決に至らず、住民投票が実施ができないこともあることから、市民自治推進会議としての回答としては「三者に発議、請求発議権を持たせることが適切である。」というような形で回答案を御提示させていただいております。

それから、その他の4分の1という署名という要件ですけれども、これにつきましては、「法律、自治法による条例制定の直接請求を門前払いしやすくなる可能性もあるため却下すべきではないと補足してもらいたい。」という趣旨ですけれども、これにつきましては、現行法上、個別型住民投票条例の制定は可能であるという趣旨を踏まえまして「個別型住民投票条例が提案される場合については、事案に応じてしっかり市長あるいは議会において判断されることになるのではないか。」という回答案を御提示させていただいております。

それから、5 ページ目を御覧ください。5 ページ目では住民投票立法フォーラムが作成した試案について提案されております。で、これにつきましては署名要件のこれまでの市民自治推進会議の中で検討されてきた論拠をそのまま置いている形になります。住民投票の結果には大きな影響力があつて、当選者得票数と同程度の数を求めるのが適当であるこ

と。また、地方自治法の直接請求に必要な署名数は選挙権を有するものの総数の3分の1以上だけれども、これら直接請求により行われる住民投票の結果には法的拘束力があって、ただ、本市の想定する住民投票は飽くまでも諮問型ということを踏まえ、4分の1が適切であるという考え方を提示させていただいております。

それから、次の意見ですけれども、次の意見は結論といたしまして「苫小牧市の権限が属するものに住民投票の対象を限定するべきではない。」という意見でございまして、これにつきましても、これまでの、これまで行われてきた住民投票の過去の経過も踏まえ「除外事項として規定しないことが適切である。」という中間報告で示された考え方と同様の回答として、回答案としてお示しをしたということになります。

6ページ目を御覧ください。署名数の問題ですけれども、「5分の1、6分の1が妥当である。」という意見が提出されておりますけれども、これも市民自治推進会議としての考え方としては、先ほどと同様の「4分の1が妥当である。」という結論を御提示させていただいております。

次の意見は、市の権限に属する事項を除外規定としないという判断に賛同するという意見で、中間報告の意見に賛同するという意見でございまして。

次は「このような制度ができることを望んでおります。」ということで、「住民投票制度は市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するために創設する。」という趣旨を踏まえて、回答案を提示をしているところでございます。

7ページ目を御覧ください。7ページ目につきましては、「3か月という在住、「3か月市内に住めば投票ができる。」というのは、あまりにも短すぎるのではないか。」という御質問で、「もう少し、在住期間の延長が望ましい。」という意見が出ておりました。これにつきましては、「住民投票の投票資格を有するものの住所要件については、少なくとも一定期間そこに住み、地縁的關係も深く、ある程度団体の事情にも通じていることが必要であるという考え方から、引き続き3か月以上の本市の区域内に住所を有するものとして設定をする考えであるということをお答えとしたいと考えております。

それから、次については、「パブリックコメントで提示をしている1、2、3、4のうちの2から4については、あの、提案のとおりでよろしいのではないか。」という意見が提案されております。これにつきましても、まあ、目的、住民投票の目的、規定を説明することにより回答したいと考えております。

8ページ目を御覧ください。8ページ目につきましては、「市長選挙と市議会議員選挙が同時に投票となった場合に、戸別訪問した際、そちらの選挙活動にも全く関わらないと断言することができるだろうか。」とか、「公平さを保つことができるのか。」というような疑問が意見として提出されております。で、これにつきましても市民自治推進会議の考え方といたしましては、「住民投票には十分な議論と情報が必要であることから、住民投票に関する運動というものは、自由意思の表明が侵害されることのないよう、原則自由とするということで、特段の制約を加えない。」というような回答をしたいと考えております。

それから、選挙と住民投票の同日投票については、好ましいものではないと、当然、考えているわけですけれども、仮にそうなった場合には当然、公職選挙法上の制約を受けるということで、住民投票運動が選挙運動や政治活動として行われた場合は、選挙が行われているときは、当然、公職選挙法上の制約を受けるということになると考えております。

次の項目ですけれども、苫小牧市に、これは、あの、啓発の問題かと思っておりますけれども、「苫小牧市においても住民投票制度を作るときに、作るこのときを生かして子供から大人まで意識を高めていくということも同時にしてほしい。」ということが要望として出されております。これにつきましては、中間報告のときにも御提案いただいたように「市民への周知を丁寧に行う必要がある。」ということで、推進会議としての考え方を示したいという

ことになります。

それから、次のページの9ページ目ですけれども、これは、「未来を見据えた、見据えるために中学生や高校生も含めて未来を語っていくことが必要である。」と、まあ、そのような観点から、あの、「15歳以上の市民が声を出せる市政が望ましいと考えている。」ということで御提案をいただいております。これにつきましても「住民投票制度を導入するに当たっては当然、市民への周知を丁寧に行っていく必要がある。」ということと、「出前講座や学生の講義など、様々な機会を捉えて行われるべきものである。」ということをして市民自治推進会議としての回答としたいということで御提示をさせていただいております。

それから、「今回の意見募集に対するアンケート（集計結果）」ですけれども、これは後ほど御参考にしていただきたいと思っております。

一応、あの、パブリックコメントで出された意見の回答案につきましても以上になりますが、今回の会議開催に当たりまして、今日は、あの、福井委員、欠席なのですけれども、福井委員からですね、一点、お話が実は事務局にいただいております。そのお話というのはですね、まあ、今回このような形でですね、意見募集ということで分かりやすいものを作ったということもあるのでですね、まあ、「今回のパブコメの意見、意見の、その、回答様式とは別に、もう一つ、あの、市民や議会向けに、その、意見を要約してまとめた簡潔なものを分かりやすく1枚作った方がよろしいのではないか。」というような提言をいただいております。で、まあ、一応、あの、こういう「みなさんのご意見募集中」という形で募集したので、これに合うような雰囲気のものかなとは思いますが、そういうようなものも必要ではないかというような意見かと思っております。

それから、あの、まあ、あとは、以前「パブリックコメントの結果」については事前に委員さんにお配りしておりますけれども、特段、あの、福井委員としては「内容としてはこれでよいのではないか。」という意見と「最終的には、あの、会長一任でもかまいません。」というようなことを意見としていただいております。事務局からは以上になりますので、「パブリックコメントの結果」の部分について御審議いただければと思っております。よろしくお願ひします。

●高野会長 はい、ありがとうございました。

まず、事務局が回答しているというか、まあ、事務局に作っていただいた推進会議としての考え方、回答ですよね。これについて「こうした方がいいんじゃないか。」とか、「もうちょっと、このような書き方の方がよかったんじゃないか。」というものが、もし、ありましたら、意見を出していただいて、修正をかけたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

これ以上「簡単」というか、「分かりやすい」というか、「かみ砕いた」というかは、難しそうですね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、今回は、その、市民自治推進会議としての回答案になるのでですね、基本的には市民自治推進会議さんの議論の中でですね、あの、回答をして、作成をしていく必要があるのかなと考えておりますので。今回、市がああ、回答するというのではなくて、飽くまでも推進会議として回答ということになりますので、「ちょっと、回答が。」ということであれば、そこは、あの、十分調整をしてという形になるかと思っております。

●高野会長 まあ、先ほど、福井委員からの御提案ということで、まあ、簡単にまとめた回答、回答書なのか、まあ、ちょっと形はどうなのか分かりませんが、まあ、そういうものでまとめるというのであれば、まあ、あまりかみ砕いて説明しなくてもいいのか

なという部分はあるんですけども。我々、審議会が出した答えにしては、随分、かちかちだなというふうに捉えられるのかなあというふうにちょっと思ったものですから。なかなか「主務大臣」という言葉は、出でこないですよ。

●佐藤副会長 いや、だから、それは、あの、やっぱり皆さんでこれが、皆さんが読んでね、「これ、分かんないよね、自分で読んで分かんないね。」っていうところはやっぱり、まあ、中村さん言われたように市の返答だったらこれでも若しくは、いいとしても、我々とするところと当初から言っているように、「もうちょっと分かりやすい。」となると、やっぱり皆さんが「これは分からないよ。」と「自分が読んで分かんないよ。」とか、その辺は言っていない。これは事務局に一任するわけにはいかないんだと思うんですよ。市が返答（してきた）、今までの（パブリックコメントの回答とは違って）

●高野会長 いや、これ、役所の回答だったら問題ないかなあと思うんですよ。これ、「主務大臣」は、これ、なかなか出でこない言葉だろうと。

●佐藤副会長 だから、その辺は皆さんで（回答を考える）。

●高野会長 まあ、例えば「担当大臣」であるとか、担当の、その、官庁とかっていう言葉だったら、まあ、まだ分かるかなとは思いますが。なかなか、「地方公共団体」というのは、あまり普通は使わないし、「地方自治体」とか「市役所」とか「市町村」とかっていう言い方なら、まだ分かるのかなと思ったんですけども。

●佐藤副会長 まあ、ちょっと順番が後先なんですけれども、この1番、1ページ目の部分の返答でいくとですね、まず2（「提出された意見に対する市民自治推進会議の考え方、提出された意見を考慮した結果とその理由」の2番目の回答案）の方でいくと「市の権限に属さない事項の規定については実際の判断が難しいものと考えています。」とありますね。それから、次のところでも「市の権限に属さない事項の規定は判然とせず、法制執務上、疑義があるものと考えます。」というところがあると、確かに難しいんですけども、これを一連で若しくは読んだとすると、要するに「推進会議としても、ここははっきりしないんだなあ。」というのは、読んだ側は受け取るんだと思うんですけども、どうなんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） この案はですね、あの、推進会議の中でも実際に判断がなかなか「市の権限に属さない事項の判断は、難しいのではないか。」という議論をそのまま載せておりますので、あの、それで、中間報告として示しているものとしては市の権限を、あの、市の権限に属さない事項を、その、何ですかね、規定しないということが中間報告として出されているので、まあ、その理由付けとしての回答というかですね、何ていうんですかね。「難しいので、難しいと考えているので、市の権限に属する、属さない事項は規定をしない。」というのが中間報告の考え方だったと思います。

●佐藤副会長 ですよ、で、私はね、そこはやっぱり、そこだけははっきり書いた方がいいと思うんですよ。やっぱり、この質疑事項の方でもね、結局、その「属さないことを設けることは、要するにうんぬん。」って、たくさん出てきますよね。で、そこは読む方もね、ええと、「何か枠を決めてるんじゃないか。」というふうにと取ってると思うんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あ、粹というのは、どのような、

●佐藤副会長 ああ、ごめんなさい。その、ええと、「市の権限に属さない事項」というところ自体が。我々は、「いや、判断が難しいから、規定はしない。」ということでやってますよね、市だとか国だとか。ですよ。

●高野会長 勘違いしている人がいるんじゃないかなと思うんですよ。

●佐藤副会長 うん、私は（そう思います。）。どうもこの質疑というか、その、

●高野会長 「市の権限に属さない事項」という、その日本語の意味がちょっと分かりにくくて、多分、勘違いしてる可能性はあるかな。今後も勘違いする市民は多分、たくさん出てくるんじゃないかなとは思ってますよね。また、それに代わる言葉があれば、一番もっと分かりやすく「ぱっ」と分かるっていう言葉があればいいんでしょうけれども。まあ、なかったというのが、まあ、多分、答えになるかもしれないですが。

そこは、クリアと言っているか、きちんと分かるように「ぱっ」と見て「ぱっ」と理解できるような文言には変えなきゃならないのか、もうちょっと付け加えるのかした方が、まあ、私もいいのかなとは思いました。この意見を見て、何か勘違いしてたり、してる人もちらほらいるのかもしれないなというのは思ったんで。

●竹谷委員（市の権限に）属さない事項って、「市の権限に属さない事項」自体がちょっと、「何じゃ、これ。」って話になって、今度、かみ砕いて、極端な話、「好き勝手にやっていいよ。」って話にもならないし。そこのこの、ここの部分の解釈をどのようにするかっていうのが一番のネックっていうか、ここの問題だと思うんです。ここの会議をやってきた中で。

●高野会長 答えとしては、ここに書いている答えだと思うんですよ。あの、結局、「基準となる考え方もないし、よく分からないものだったら、下手に置かない方がいいんじゃないか。」っていうような考えだったと思うんですよ、皆さんと検討した中では。であれば、まあ、「いろんなことに対して「市民がやりたい、まあ、市長がやりたい、議会がやりたい。」っていった場合には、できるようにした方がいいんじゃないか。」っていう結論でまとめたっていう経緯があるので。

説明としてはこういう説明にはなると思うんです。ただ、その、言葉のその言い回し方とかっていうのは、ちょっと考えなければならないのかなと思いますね。

●竹谷委員 一番、この「市の権限に属さない事項」って「何じゃこれ。」っていうことだという部分だと思うんです。ざっくりばらんに言えば、この部分が一番のネックだと思うんですよ。その他に関しては、まあ、別に、まあ、あの、言葉尻的には問題はないって言えば変な言い方なんですけど、あれなんですけど。この（市の権限に属さない）事項という、「属さない事項とは、何ぞや。」っていう話になってくると思うんですよ。読んでる人にしてみれば。

●佐藤副会長 最初に若しくはこの1ページ目のですね、例えばその、IRのことについて、最後の「市の権限に属しないとされてしまうのではないか。」と読むと、何かその、市

の権限に属さないからその、何て言うんでしょうか、「市民、住民投票制度に乗っけないんじゃないか。」という質疑ですよ。きっと、そうじゃないんですか。

最初の1ページ目のこの「例えば～」から始まったところ（の提出された意見）は、「市の権限に属しないとされてしまうのではないか。」という、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） これはですね、その、「市の権限に属する。」「属さない。」ということは最終的には市長側が決めていくのだから、その、このIRが「市の権限に属する。」「属さない。」という判断を市側がするときに、「これは市の権限に属さない。」ということにされてしまうのではないか。」という意見と認識しています。この方がおっしゃっているのは。

それで、今回、あの、市民自治推進会議としては、これに対して「どのように回答すべきか。」ということなんですけれども、市民自治推進会議のこれまでの議論を踏まえたときに「市の権限に属する。」「属さない。」ということを決めたとしても、なかなか「これは市の権限に属する。」「属さない。」という判断は現実的には難しいのではないか。」というのがこれまでの議論だったと承知をしております。それで、IRのことは当然、議論はされていないのですけれども、IRのことについては集中的に議論はしていないのですけれども、「IRの誘致やIRという問題が出てきたときに、実際に判断をするのは、難しいのではないか。」「市の権限に「属する。」「属さない。」というのは難しいのではないか。」というのが推進会議のこれまでの考え方ではないかということで、今回、御提示をさせていただいたということになります。

それから、推進会議の今回は、飽くまでも、その、市としての回答ではなくてですね、市民自治推進会議としての回答ということになりますので、例えば、（これは）原案として飽くまでもお示ししているものになりますので、その内容が違う形で。まあ、方向性が違っているということであればまあ、当然、また、それは議論しなければならないのですけれども、表現がですね、「内容はいいのだけれども、ちょっと表現が。」ということであれば「こういう表現に直していくべきだ。」っていうことを逆に、あの、推進会議として決めていかなければならないと考えておりますので。一応、事務局としては、これまでの議論で発言をされているものを議事録とかですね、そういうものを洗いながら言葉を置いてきているのでですね、そこから、新しい例えば価値判断を加えて推進会議の回答としたいという御意見かと思っておりますので、そうなりますと推進会議の中でしっかりと御議論いただいでですね、あの、結果としての文書として、していく必要があるのかなというふう、感じはしております。

ですから、例えば一つ目も、これ推進会議のパブリックコメントですから、1項目ずつ「がちがちに答えない。」という方法も、ひょっとしたらあるのかもしれないですよ。例えば1ページ目は3項目出ているんだけど、「これについては、市民自治推進会議としては、市の権限に属さない規定事項を置かないという考えが有力であるので、このようなことは発生しないと考えております。」とかですね。例えばそういう回答もできるということです。ただ、それを、そういう回答として市民自治推進会議として回答するのかどうかという判断は、飽くまでも市民自治推進会議の皆さんに委ねていただきますので、そこは皆さんの考え方でお決めいただきたいと思います。

●高野会長 どうでしょうかね。あの、まあ、今、飽くまで中村さんの方からは「そういう回答の仕方もありますよ。」と。「一つにまとめて回答するっていう仕方もありますよ。」っていう話をいただいて、まあ、それに従って、事務局の方がペーパーを作ってもらったんだと思いますけども、どうでしょうかね。あの、私はこういうふう、個別に回答した方

が、まあ、意見を出した人は、必ず自分が出した意見どういう回答になっているのかということを見ざるものだと思いますので、きちんと自分の出したものに対して、こういう答え、同じ人が何件か出したんだったら、その下のものについては、同じく一人ずつに答えていった方が、まあ、丁寧なのかなと思いますけれども、まあ、もし一つにまとめて逆にもっと分かりやすく回答できるのであれば、その方がいいという意見であれば、そういうふうを考えなければいけないと思うんですけれども。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、まず、よろしいですか。

●高野会長 はい。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 回答案の関係もあるんですけども、回答の方向性として、その、「内容的にちょっと違っているのではないか。」というようなところがあるのかどうかということが一点、まず、確認をする必要があると思います。

それで、内容的にあの、方向性としてはこの内容でよいけれども、推進会議としての回答としてはもう少し分かりやすい方がよいということであれば、それは表記の問題になりますので、表記をどうするかというお話かと思います。

●佐藤副会長 内容的には、今まで検討してきたことと違ってはいないんだと思いますよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 違ってはいないです。今までの経過で出てきたものから作っていると考えていますので、ないと思います。

●竹谷委員 問題はないでしょう。

●佐藤副会長 内容としては（問題ない）。

●高野会長 そうでしょうね。中身のその、文章の考え方っていうんでしょうかね。それについては、問題はないと思います。あとは、書き方はもしかすると（別の書き方が）あるかもしれませんけれども。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ということであれば、その、方向性としてはよいのだけれども、このような形で見せることが妥当かどうかというところの判断ということですね。

●高野会長 そうですね。方向性については、この事務局が作った回答で、まあ、まず問題がないのかというのは確認をしておきたいんですけれども。これについては皆さんどうでしょうか。問題ありますでしょうか、ないというのであれば。あるというのであれば挙手をしていただければよろしいのですが、ないというのであれば「ない」ということで拍手をいただければ、これで進めたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

【全委員拍手】

●高野会長 その、回答の方向性については、まず、問題はないと。これまで皆さんと長

い時間かけて議論してきたことをベースに作っていただいているので、その部分については問題ないと。それは問題ないとして、まあ、じゃあ、回答としてこの文章のその書き方で問題ないのかどうかという部分なのですが。

まあ、皆さん、多分、今日、見たので、すぐどうこうっていうわけにもなかなか言いにくいのもかもしれないですけども。

●竹谷委員 けど、「これ以上、やさしくするっていったら、大変なことになっちゃうよね。」って話なんですけどね。分かりやすく、分かりやすい言葉、

●高野会長 まあ、言葉の置換え自体は、多分、そんなに難しい話ではないのかなとは思いますが。あとはその、あまりに長いものは、まあ、読みたくないっていうのが、多分、本音だと思うんで、「簡潔に、分かりやすい。」っていうのが、多分、一番重要であると思います。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） よろしでしょうか。

●高野会長 はい。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、まず、その、現在のパブリックコメントで出されている回答案を簡潔にするっていう方法もちろんありますし、

●高野会長 もちろんありますよね。はい。一から作り直す（という方法もあります）。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） これはこれで、例えばパブリックコメントとして固めて、この、これに対応。福井委員からのお話なのかと思えますけれども、あの、簡潔にその、エッセンス。エッセンスというかですね、提出された意見と回答のその、概要のようなものを作って示すと。で、その細かい、本当に詳細な部分の回答については、その、こちらのパブリックコメントの方で出るといような見せ方もあるかもしれないですね。

それとも、そもそも、これではもう見せないで、もう一つ違うもので見せてそれを推進会議としての見せ方としようといようなことも選択としてはありますので、そこは、あの、十分、御議論いただきたいと思います。二つやるか、まあ、一つこういうものをやるか、もう一つは、これを簡潔にするっていう方法とかですね。

●佐藤副会長 あの、まあ、質問した人の文書の書き方から言うと、まあ、あんまり砕いてことを書いてもですね、多分、質問した人としては欲求不満なんだと思うんですよ。この質問の仕方の文書を見るとですね。かなり勉強されていたり、するような人たちがこれ書いてると思うので、これをあんまり簡略化したものを書く、書いた本人とすると不満が残るのかなとは思いますが、まあ、これを普通の人が読んでどこまで理解できるかっていうのは難しいのかなとは思いますが。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 意見提出者に対する、その、回答責任という、あの、パブリックコメントに対する回答責任ということと、

●佐藤副会長 はい。（意見提出者に対する回答）としてはこれでいいと思うんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） また、一般的に「ぱっ」と見たときに全部これを見てもらうというのは酷だとすれば、もう一つ別の回答が必要というお話ですか。

●佐藤副会長 はい。この質問にあまり砕いて書いても、「まともに答えろよ。」って言われるのが関の山かなというふうに（思います）。

●高野会長 ただ、まあ、言葉の一部は置き換えた方がいいのかなと。さっきの「主務大臣」は、普通、使いませんから、こういう言葉はちょっと新聞とかに合わせたような表記にするとか、その程度の改善は、まあ、もし、これとは別に福井委員が言うようなものを作るというのであれば、その程度の修正ぐらいは、まあ、やって、提出。それを、まあ、会議の公式な回答とすると。それとは別に、もうちょっと分かりやすい、かみ砕いたようなものは、まあ、出すという形であれば、私としてはそれはそれでいいのかなとは思いますが。

どうでしょうかね。まず、この事務局が作った内容に手を入れて、大幅に分かりやすいようなものを作るというのがまず一つの考え方。あと、それとは別に、分かりやすい、まあ、その、要約版というんでしょうか。そういったものを作成して、まあ、これはこれでまた直すところは多少は直した上で出すパターン。あと、まあ、先ほど事務局から言ったような、こういう回答はせず、簡略化したもので答えるパターンと。その三つの、多分、答え方があるんじゃないかなと思うんですけども。

●青山委員 質問いいですか。

●高野会長 はい。

●青山委員 あの、これはどこに対して。ホームページ上に掲載されるんですか。

●高野会長 ホームページで掲載されます。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） はい、そのようになります。

●青山委員 であるのであれば、僕は、あの、リンクくっ付けて、解説文って言って、短くしたものをただリンク貼ってやれば、見やすくなるんじゃないかなって思うんですけどもね。

●高野会長 中身はこれとして、いじらずにということで、

●青山委員 これはこれとして、もっと簡単な解説文という形でリンクをバンと押すと、「この質問については、こういう回答です。」っていう、まあ、簡単な文章、より見やすいのかなと。僕も実際見て、頭をグーっところ「どういうことか。」ずっと考えながらさっきから読んでたんですけど、「これは、要約するとこういうことなんだな。」っていうのが分かれば。リンクをポチっとしたら「こういうことだ。」って分かれば、何かそれはそれでちゃんと回答もしてるし、市民の人も見にきてもすぐ分かるような感じになるんじゃないかなって思いますよね。

●高野会長 ホームページの制度上、それはできそうですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 通常のホームページ機能ですので、今回のパブリックコメントにつきましては、市民自治推進会議のページの中で作成して公表していますので、その、イメージというかですね、「このような形での表記がよいのではないか。」という具体的なものをいただければ、それはそのような形でも理論上は可能です。

●青山委員（市民は）これの全部を把握しているわけでもないし、もう本当、ちょびっとしか把握してない中で、やっぱり、こう、読んでいっても。少しか、会議に参加しているから、まあ、何となく「こういうことなんだろうな。」っていうのは分かりますけど。

●高野会長 そうですよ。私もそう思います。

●青山委員 いざ、ここにポンときて、これ、話されても、全く何をしゃべられてるのかわからないと思うんですよ。であるんだったら、本当にさっき言ったように、質問の内容も答えも解説っていう形でそっちに流していった方が、両方に対応できるんじゃないかなっていうふうに思いますけども。

●高野会長 制度上はできるというのであれば、まあ、問題はないのかなと思うんですよ、それは別に、例えば「ホームページでそれができない。」「物理的に、もうできませんよ。」というのであれば駄目なんですけど、できるということですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） それは、あの、当然、HTMLで作りますので、理論上はできるということになります。

●高野会長 はい。リンクで概略版みたいな形では、できるということですよ。

まあ、あと、福井委員が今日いらっしゃらないので直接確認できないんですけど、まあ、多分、すっこのう手順を長くやられていて、福井さんの、多分、思いとしては、おそらくですけども、多分、この出された意見を要約して、こう、皆に周知するというよりは、多分、そういう質問が、まあ「市の権限に属さない事項って、何ですか。」って質問が例えばきたときに、そういうプリントをパッと見れば、「ああ、そういうことだったんだね。」っていう今後のその周知ですかね。今後、制度化されていった後のときにも使えるようなものを多分、福井さんは想定していて、で、やるつもりでいるのかなっていうふうに僕は思っている。まあ、もし青山委員おっしゃるような途中からでもそういうのはいくらでもできると思いますし、まあ、それは改定していけば、その、時代とか、その流れに合わせて改定していけばいいのかなと思うので、そのやり方についてはどうでしょうかね、皆さん。「それを誰が作るのか。」っていう問題が、一番が、多分、最終的に誰がそれを、概略版を考えるのかっていう問題なんですけれども。

●佐藤副会長 でも、まあ、私たちの会議としては、当初、その「もっと分かりやすい形」とか「市民向け」とか、そういったことから実は始まったわけですよ。それで、せっかく始めて最後は、若しくは極端な話、「もっと分かりやすく、事務局、作ってよ。」っていうのは、あまりにも無責任だと思うんですよ。「分かりやすくやろうよ。」って言ったわけだから、やっぱりある程度、最後まで我々が責任持ってやっていかないと。言った責任性はなくなってしまうような気がするんですが。

●高野会長 どちらにしても、その、これをそのまま活かすにしても直すにしても、最終的には皆さんの意見を反映させたようなものを提出するという形は、それはもちろん当然そうだと思いますので。

この回答のその仕方について、まず、市の事務局が作ってもらった回答をいじるかいじらないかという部分だと思うんですね。そこは委員の皆さんどうお考えでしょうか。いじった方がいいというのであれば、そういう考え方をまとめていじらなければならないでしょうし、

●佐藤副会長 中村さん、これは、返答はあまり時間はかけてはいられないわけでしょう。通常はどうなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あ、ルールはないんですけども、一般的には、まあ、1か月というのは、まあ。これは何も規定はないのですが。ただ、その、12月中の答申ということで、19日に答申ということで、今、前提で進めておりますので、19日の答申のときにはですね、パブリックコメントの結果も当然公開されているというような考え方だと思います。

●佐藤副会長 （公開されて）なきや、おかしいですよ。そうすると、10日くらいしかないんですよ。

●青山委員 一ついいですか。あの、これは基本的にはさっきお話に「意見提出者に対しての回答責任があります。」っていうところをお話されてましたよね。で、この、これ自体の目的っていうのは、その人たちに対してだけに回答するってことが目的じゃなくて、市民に伝えることが目的なんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） パブリックの場に意見が提出をされて、それをパブリックとして公の場で回答して、その回答というものは常に第三者が誰でも見れるというような形で担保されているというのが、一般的にはパブリックコメントの考え方になります。

●青山委員 ですよ。ということは、誰が見ても分かるってことは、市民に伝わらなければ意味がないということですよ。ということですよ、っていう話でいくと、やっぱりこれ見ても伝わらないんですよ。だから、これは僕、このままの回答で僕はいいと思ってます、意見としては。だから、さっき言ったように、本当に分けをしてあげればいいだけの話なんじゃないかなと思いますけれどもね。分けとつか、こう、分かりやすくしてあげれば。

●高野会長 概略版と、まあ、正規、オフィシャルな回答版ということですよ。

●青山委員 そうです、そうです。もう、それだけで、多分、いいと思います、僕は。だから、その、市の権限に属するとかっていう話も、おそらく一般的な方々っていうのは、まあ、「どういう解釈をしていいか、分からない。」って話になれば、市の権限に属さない項目っていうのも簡単に定義してあげて、「こういうことですよ。」っていうふうに解説を入れてあげれば、そんなに（難しくはない）。何かこの、全体的にそうですけど、難しい言

葉の定義じゃないんですけれども、市民の人たちってより分かりやすいんじゃないか。市民に伝えることが目的なのであれば、伝わらないとやっぱり意味がないと思うんで。というのが僕の意見です。

●高野会長 はい。他は（ありませんか）。「いや、こうした方がいいんじゃないか。」って、具体的なものの方がいいのだと思います。時間の方もあまりないので、回答をする、作るにしても。

●竹谷委員 まあ、福井委員の方からきてたやつが一番（いい）。これはこれで出して、その他に要は簡単版っていうの。

●高野会長 今後にも活かせるようなものですよ。

●竹谷委員 そう、そう、そう。

●高野会長 多分、青山委員がおっしゃるのも、まあ、「市の権限って、何ですか。」っていう、聞かれたときに答えが書いてるようなものがあると、とっても分かりやすいですよ。

●竹谷委員 だから、福井委員と青山委員が言ったものを作って、もう、19日っていう話ですから、もう時間がないよと。（そう）なると、もう、それしかないんじゃないのかなあと。

●高野会長 問題はその、概略版も19日までにできるのかということなんですよ、そうだと。前回、あれを作ったときは、

●佐藤副会長 いや、結構かかりましたよ。

●高野会長 結構、かかりましたよね。結局、あの、中村さんその資料ありますか。僕らが作ったその、パブコメの意見募集のやつ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ああ、これですか。

●高野会長 はい。これは、皆さんから「会長、副会長に一任です。」って言われて、まあ、私と副会長と、まあ、あと、レイアウトは福井さんに頼んだんですよ、実際のところ。で、それを作るのを新聞記者だとかの協力もいろいろとやったんですが、それでも一週間くらいかかったんですよ。最初、パブリックコメント、募集かけたときは「事務局の進め方でやります。」っていったものを、やっぱり一週間くらい経ってから決めたんだっていう感じだったので。

●青山委員 あの、一つまた意見いいですか、19日の回答については、僕、これで、このままでいいと思いますよ。その後に、リンクで貼れるのであれば。その後に解説っていうか、概略版っていうのを後で付け足すっていうのは駄目なんですかね。「ホームページを分かりやすく更新しました。」ってして。であれば、今の問題っていうのは、別に、問題ないんじゃない、期限の問題っていうのか。

●竹谷委員 あと、極端な話、19日に「このような形で答申しました。」って。「内容は、こんな感じですよ。」っていうふうな持っていき方っていうのもありますよね、極端な話。

●青山委員 うん、そういうことです。

●高野会長 まあ、「細かいその概略版については、近日中に。」という感じになるのかも
しれませんけれどもね、そうなると。

一番はその、一緒に出せるっていうのが理想だと思うんですけど、

●青山委員 でも、まあ、言ってみればその「回答をする。」「しない。」っていうことが
まず、ここの期限でいけば19日というのが一つのポイントなんですよ。で、回答は、
もうでき上がっているんですよ。

●高野会長 そうです。一応、この中身で異議がないというのであれば、まあ、この回答
を推進会議の回答とするということです。

●青山委員 ということですね。そしたら、まずはその責任は果たしましたと。あとは
市民に理解されるように、こっちの方で改造しましたという形で、更新でいいんじゃない
かと思えますけれどもね、僕は。もし、それが本当に期日的に可能か。「これは、期日をき
っちり、両方、出さなければ駄目だ。」というのであれば、そもそも僕の意見は違うなと思
うんですけども。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ええと、今のイメージはですね、あの、あれで
しょうかね、19日に回答案を作ったとして、その後の作業は、概要版ですか。概要版を
作るのは市民自治推進会議で作るという考え方になるのでしょうか。それとも、市の方で、
そのような手順で作った方がいいということでしょうか。

●青山委員 いや、これは委員さんで作った方がいいんじゃないですか。

●佐藤副会長 推進会議ですよ、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 当然、推進会議で実施をしたパブリックコメン
トになりますので。あの、まあ、最終的にそれをどう進めていくのかというようなことま
で、推進会議の中での役割というのは、当然、あるものと僕は認識はしているのですけれ
ども、そのような整理ということでもよろしいんですかね、

●青山委員 でいいんじゃないかと思えますけれどもね。まあ、まるっきり丸投げっていう
話には多分ならないんだと思うんで。

●高野会長 いや、この、出された意見の後半、2件分ですかね。8ページ、9ページは、
まあ、要するに「市民周知の仕方について、もうちょっとやってくださいね。」という意見
が、多分、出されているということと、あと、まあ、今日、その議論はしませんけれども、
前回、市長の方から「自治基本条例の見直しについて」ということで諮問を受けましたの
で、その中とはリンクさせる形になると思うんですよ。その、市民周知というのは市民

参加の大前提で、それがあるから市民参加、市民自治が成り立っているというのが大前提であると私は思っていますので、その部分と話をリンクさせて、まあ、作りあげるということは可能なのかなとは思っていますよね。

●竹谷委員 したら、それは反対に、来週だか、あれですよ、あの、福井委員座長の、

●高野会長 部会、はい。

●竹谷委員 そのときに、ある程度のたたき台っていうんですか。それとリンクさせたものを作ってですね、1月の推進会議でもんだらどうでしょうか。

●高野会長 あと、何回、できるんでしょうか、事務局としては。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、部会の設置目的が変わってきますので、住民投票のことの検討についての部分を部会に投げているわけではないのですね、まあ、別に新たに、今日、例えば発案によってですね、そのプロジェクト部会を立ち上げるということになれば別ですけども、「現行の部会に」というのは、部会の形式としては難しい。事実上、その、例えば正副会長さんを中心に一任して、あの、内容を練ってもらおうという形は採れますけれども、「部会でもむ。」というの、ちょっとできないと考えております。

●高野会長 あの、残りの回数として、この前お示ししていただきましたよね、あのスケジュール、推進会議、本会議の部分。本会議の部分で、例えばその、今、出されているようなその意見について、概略版みたいなですよ。について、話し合う時間を多少でも設けるようなことは可能ですか。まず、そこがクリアされないと、例えば「そこに至るまで、じゃあ、会長、副会長に一任します。」とあって、前回のようなこういう文章を、ある程度のその、骨子を作ることは可能だと思うんですけども、それをそのまま出せるというわけにはいかないの、そこについて、まあ、話し合うような時間が設けられるのであれば、そのやり方は進めてもいいのかなとは思っていますけれども。「いや、それはもう時間がなくてできないよ。」というのであれば、ちょっと考えなければならぬかなとは思っていますよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、現在ですね、推進会議の開催として考えているのが、1月と3月のあと年度内では2回と考えております。これは、自治基本条例の見直しを含めた中での回数です。それで、あの、例えば任意の推進会議の委員さんの中で、例えばですね、案を作ってそれを次の推進会議の中で諮ってですね、まあ、「分かりやいものとしては、そういうものを出していこう。」というような方向になるとすればですね、「どうしても、もう1回ないとならない。」ということであれですね、予算措置等を含めてですね、あの、12月いっぱいまでに結論を出さないと、もう、最後の補正予算というのは2月なものですから、回数が増ということになればですね、今月のこの会議の中で「1回は必要である。」とあってというような結論をいただかないとですね、ちょっと難しいところです。で、既存の中でやるとすれば、あと2回ということになります。ただ、それは自治基本条例の見直しも含めた中での2回ということ、そこをどのように考えるのかということになります。

まあ、あとは何でしょうかね、市民周知をどう進めていくかということ、その、自治

基本条例の見直しの中では、その、本体会議の中でも議論になると思いますので、その一つの一環として、まあ、そういう作業をやっていくということで、既存の2回の中で埋めていくことは、まあ、できるかもしれないですね。ただ、まあ、時間的にはタイトになるということです。

●高野会長 そうですよ、部会で今、どういう話がなされるのかというのは、まだ1回もやってませんので。まあ、本当に、その、見直しがその2回で済むのかどうかという問題ももちろん考えられますし。まあ、じゃあ、ただ、その予算。皆さんに支払う日当の予算を考えると、月内までに「できれば、あと2回欲しい。」とか、「2回くれ。」とかっていうような話を事務局にはしておかなければならないということなんですよ、課長。って課長に聞くんですけども。

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 予算のところなので、ちょっとなかなか厳しくてですね、あの、ある一定程度の計画を立てて推進会議というのを開催しておりますので、今、言ったように、あの、申し訳ないところなんですけれども予算がぎちぎちなんですね。それは現実的な話なんですね。なので、そこからまた増やすということであれば、今、言ったように補正を上げるという作業が一つ入るので、「どうしても」っていうことであれば、そういう作業はもちろん必要なんですけれども、あの、皆さんの中でお話しをしていただきながら、

●佐藤副会長 いや、課長、若しくは、あの、「場所は、ここにさせてください。」と、「日当、要りませんよ。」っていうのは、かまわないのね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） それは、勉強会方式というものですよね。今回、勉強会として一定のものを作っていこうと。ただ、勉強会と部会との決定的な違いというのは、勉強会というのは会議録も残りませんし、審議の経過も残らない、事実上のその、任意の会合という位置付けになります。部会になると、まあ、そういうわけにもいかないので、

●佐藤副会長 いや、極端な話、若しくは「今日、これからやりますよ。」と「この、こういうのをね、細かくやろう。」と。要するに残業ものになるわけですよ。「その残業は、賃金いらないよ。」というような格好であれば、いいわけですよ。

●高野会長 要するに、その、2時間の会議の枠を3時間でやると。値段はあんまり変わらないよというような話ですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まあ、あの、当然、その、会議として必要だということであれば、予算の問題はありますけれども、それはあの、当然、会議として開催をするという方向にするべき性質のものであると考えておりますので、そこは「あと、何回程度必要になるのか。」ということですね、あの、まあ、「どういう計画で、その、分かりやすいものを出していくのか。」ということ、と、「どういう青写真を描いて、どういうスケジュールでこれくらいでやりたい。」というものを決めていただければと思います。それに基づいて、必要に応じて予算措置の要求というような流れになります。

●佐藤副会長 あの、私は、これは、私の個人の考え方なんですけれども、先ほど言った

ように、本来の普通の通常の審議会であれば、その「分かりやすくする。」とか、「市民にする。」なんて話は出てこなくて、今、我々がやっている審議会というのは、普通の審議会では発生していないわけですよ。大体、事務局が作ったやつは「はい、はい。」で終わっちゃうわけですよ。で、我々は通常の審議会とは違う、要するに市側からいうと「そんなもの、いちいち言わないでよ」。というのを、今は我々はやっているわけですよ。

ねえ、そうですね、分かりやすく言うかね。

●高野会長 まあ、そうですね。「嫌がられてるんじゃないでしょうか。」っていう、

●佐藤副会長 そう、そう、そう。だから、それをだから、皆さんがどうあとはね、「いやいや、いやがられても、要するに、賃金なくてもやろうよ。」と言うのか、「いやいや、それはもう、そこで手を打とうよ。」とか、私はそこなんだろうと思うんですよ。

あの、だって、市側から言うに「そんな、いちいち作った文書をとにかく言うなら、勝手にやれよ。」っていう。いやいや、これは個人的に言えばですよ、そういう性質のものでしょ。これ読んで「分かる」って言えば分かるわけだから。だから、「これ以上、何を簡単にすれっていうのさ。」っていうことだから。

●高野会長 まあ、ちょっと、ある程度のまとめをしないとならない時間的な部分もあるので。まず、その、これについては、もう、19日に出しますと、その、回答として。

●佐藤副会長 公式な見解としてね。

●高野会長 まあ、公式な見解として回答しますと。ただ、それとは別に、概略版、概要版みたいなものを推進会議で作成して、それをどういう形で示すのか。まあ、青山委員のおっしゃるようなリンクを貼るのか。それとも、先ほど事務局が言ったように議員向け、あとは、まあ、市民向け、あと、本当に若い世代ですね。高校生とかそういう世代も投票の要件に入っていますよね。そういう世代向けとかって、いろんな形でできるかもしれませんが、そういったものは、まあ、あと後日で作るという方法でまず、進めるべきか否かということを考えなければならぬのだと思います。

「その部分について、進めるべきだ。」というのであれば、そういう進め方をしたいと思うのですけれども。その部分は、どうでしょうか。それでよろしいですか、そういう形で。別に意見を要約したもの、概略したものを作るという形でよろしいでしょうか。

【委員了承】

●高野会長 じゃあ、まず、「その部分は、別に作る。」というやり方で、実際、この意見に、公式な回答はこれで回答すると、いう部分についてはまず、そのやり方で事務局の方には進めていってもらいたいというふうに思います。で、

●水口委員 これ、あの、一般的にはその、「19日」っていうのが一つの、まあ、これを提出した（目安）。それで、まあ、あの、新たに作って「それは、その時に間に合わない。」っていうことでもいいものなのかい。何かちょっと、こう、結果の、まあ、補足説明か何かということが、妥当なのかと、

●佐藤副会長 いや、それはですね、若しくは極端な話、ここに今、8ページ、9ページ

のところですね、要するに小学生とか中学生がもうちょっと分かりやすいとか、質疑がありますよね。で、その返答にね、「推進会議としては、今後、もう少し時間をかけて、市民向けに分かりやすいものを作ろうとしている。」という、そういう意味です。

●水口委員 ああ、そういう意味、

●佐藤副会長 それを、しっかりとその、8ページと9ページの二つのところの質問事項のところね、書いたらどうでしょうか、約束事として。

●水口委員 ああ、そういうイメージですか。全体がこう、何か同時に出すというのが回答の趣旨かと思うんですけどもね。

●高野会長 まあ、本来であれば、一度に、一緒に出すのが、多分、まあ、ベストだとは思いますが、

●佐藤副会長 そうそう。だけど、それはもう、時間的に無理だと思うんで、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、ちょっとよろしいでしょうか。あの、今、「簡単なものを」というお話の議論がずっと続いているかと思うのですが、まず、あの、一番大切なのですね、その、行政素案を現在、推進会議の方に諮問をしていて、「その行政素案がこれでよいのかどうか。」ということを経済的に検討して返さなければならぬというのが一義にあるということをはっきり踏まえていただきたいと思います。

というのは、それは、出された意見を（踏まえ）、「最終的に行政素案を直す必要が出てくるのか」、「行政素案の考え方として、ここは違うということを経済の方に答申をしなければならないのか。」ということをはっきりと決めないと。そういう意味で、回答案としてはその、何というんでしょうかね、行政素案の中の考え方と、その、これまでの推進会議での議論を踏まえた回答を作ってお示しをしたということになりますので、回答案としては、飽くまでも、あの、今のお話で行きますと、正式なものとしては19日にこれはこれで出していただけるというような認識かと思うのですが、それとは別に、その、「正式な回答はこういう回答をしたのだけれども、更にその、質問に対しては分かりやすく周知をしていくというか、そういうことを知らせていくための手法として、引き続きそのようなことも続けて、継続して出して、何らかの形でお示しをしたい。」というような結論なのかなというふうに聞いているのですが、そういうことでよろしいでしょうかね。

●高野会長 中村さんが心配されているのは、要するに、行政素案を19日に一緒に多分出す形になると思うのですが、それと我々が回答している内容が違うことが出てきたりするとまずいからということですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、ですから、回答としては、飽くまでも、当然、市長答申前には回答ができています。だから、あとから概要版が出てきたとしても、それは飽くまでもそれを補足するような。補足するというかですね、違う切り口から幅広く広げていく手法を採ったということであって、あの、「まだ、回答ができてないけれども、答申をした。」という位置付けにはならないという整理でよろしいでしょうかということ。

●青山委員　そうです、そうです、そういうことです。

●佐藤副会長　しっかりと答申をしたということです。ただし、それをもう少し、我々も踏まえてかみ砕く作業をしようと。

●青山委員　「正式な」っていうことですよ、それはね。オフィシャルな話だということですよ。

●佐藤副会長　「正式な」、これは、だから「オフィシャルな」ということです。

●高野会長　推進会議としてオフィシャルなその、かみ砕いた概略版を出そうというお話しですから。で、その話を、またちょっと戻すと、その答申の話もこれからしなければならぬので、少し話を先に進めたいのですけれども、まず、あの、オフィシャルな。まあ、「これはこれで回答します。」「それとは別にやります。」と。で、その、回数のお話なんです。さっきの会議の回数のお話なんですけれども、そこについては、ちょっと、その、部会の方が、見直しの方の部会がどう進むのかという部分にも関連してくる話だと思いますので、これについては、会長、私と副会長に一任してもらって、あとは部会長と細かい話を詰めて、まあ、1回になるか2回になるか分かりませんが、「回数が増やせるようにした方がいいんじゃないか。」っていうか、「まあ、それくらいやってくれないと我々の議論が先に進まないよ。」というのであれば、私と副会長と部会長である福井さんと、まあ、それで事務局にそういうお願いをするという形を採りたいと思うんですが、それでよろしいですか。

【委員了承】

●高野会長　では、そういうふうに、ちょっと部会の方とも多少はリンクするとは思いますが、まあ、と含めて、最終的にどういうふうになったのかっていうのは、皆さん委員の方には多分、連絡したいと思います。

まず、このパブリックコメントの回答については、以上でよろしいでしょうか。

【委員了承】

●高野会長　はい、じゃあ、まず、その部分については承諾を皆さんからいただきましたので、次の部分ですよ。式次第が、(2) その他になるんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐）　いえ、あの、もう一枚資料を御用意しておりますので、そちらの説明の方をさせていただいてよろしいでしょうか。

●高野会長　はい、お願いします。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐）　あの、本日、お配りをいたしました「住民投票制度行政素案の答申について(案)」ということでお示しをしている1枚両面の資料となります。で、これにつきましては、市民自治推進会議でパブリックコメントを実施しまして、その意見が出そろって、まちかどミーティング等々での発言がございましたけれども、そ

それを踏まえて最終的に市長への答申として、次の4点について答申をするというような方向ですね、あの、方向で最終的に市長の方に答えを返すということはどうだろうかという事務局案ということになります。

1点目につきましては、住民投票に付することができる市政の重要な課題についての行政素案の中では、(1)から(5)までの除外事項を設けて、これ以外のもは住民投票に付することができるのですけれども、この除外事項についてはできないということで、行政素案を提案をさせていただいておりましたが、市民自治推進会議の答申案としては、この除外事項のうちの「(1) 市の権限に属さない事項」については、除外事項として規定しないことが適切であるという答申案が、これまでの議論を踏まえ、答申案となるのではないかと考えております。

二つ目ですけれども、住民投票の投票資格につきましては、日本人又は永住外国人ということで、年齢が18歳、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有することを住民投票の投票資格としておりましたけれども、これについては、答申案として行政素案による整理が妥当であるということで市長に答申するという方向でよろしいかどうかということが2点目です。

3点目ですけれども、住民投票の請求等ということで、市民からの請求、議会からの請求、市長自らの発議の三者について請求等を置くというのが行政素案の考え方になりますけれども、これに対する答えとしては、市民からの請求については、投票資格者総数の4分の1以上の者の連署が妥当であるという結論。また、住民投票の請求等については、市民、議会、市長の三者に設定することが適当であり、市長自らの発議については制約を設けるべきではないという答申案でいかがでしょうかというのが3点目でございます。

それから、四つ目の成立要件につきましては、行政素案で諮問したものとしては、成立要件を設けないという考え方としてございましたけれども、これについても、行政素案による整理が妥当であるということで答申をする案としてどうでしょうかということが4点目です。

それから、附帯意見として、住民投票制度を導入するに当たっては、市民への周知を丁寧に行う必要があるのではないかとこのことを推進会議の附帯意見として付けた形で、最終的に市長へ、現在、市長から投げられている行政素案の諮問については、答申としてお返しをするというような案の方向性でどうでしょうかということをお示ししたものでございます。以上です。

●高野会長 はい。今、事務局の方から、まあ、市長への答申のその具体的な内容について、簡単ですが説明をしていただきました。

これ、この四つのみを答申するというか、それ以外については、行政素案で妥当であるというような文言があとは付け加えられるのですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、イメージとしてはそのような形に。まあ、主に話し合ったのは4点なのですけれども、それ以外については、まあ、行政素案が妥当であるというようなことで、答申として返すのはいかがでしょうかということになります。

●高野会長 はい、これ、主に四つ長い時間をかけて検討、議論してきた内容について、回答をメインとしてするというお話をいただきましたので、これについては、

●佐藤副会長 ちょっと教えてほしいんですけれども、いや、ごめんなさい、いや、反対

も何もあるものではなくて、あの、裏の方ですね、市長のところの住民投票の請求等がありますよね。そこの答申のところ、2段、3段目のところに、「住民投票の請求等については、市民、議会、市長の三者に設定することが妥当である。」で、その後ろに、「市長自らの発議については、制限を設けるべきではない。」という、この「市長自らの発議については制限を設けるべきではない。」という項目が要るんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あ、ここは答申案としてはですね、あの「行政素案による整理が妥当である。」という形での返し方でも構わないかと考えておるんですけども、

●佐藤副会長 あえてここに「市長自らの～」って、

●高野会長 これ、議論の中で出たからってということですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そういうことになります。あの、市長自らの発議については制約を設けないという、

●高野会長 いや、何かこう、ハードルを設けた方がいいのではないかと議論があったんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そうですね。ですから、まあ、あの、「行政素案による整理が妥当である。」というような返し方でも構わないとは思いますが、特に議論されてきた経過もあるので、まあ、そこはあえて書いて返すのが妥当ではないかということでお示しをさせていただいたということになります。

まあ、そこは考え方になりますので、いずれもあり得るかとは思いますが。

●高野会長 もし、その文言を入れるのであれば、まあ、そういう議論が、これ、「そういう議論がなされた。」とかっていうのは、市長にはそういう書類がいたりするわけではないんですか。ただ、答申書の紙っぺら1枚が渡されるっていうだけなんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そのようなイメージになります。というのは、これまでの議論というのは、その、議事録ですとか公開資料の中で全て出ている形になるので、あの、議論の経過としては、それで見えていると考えております。

●佐藤副会長 うん。だって、4分の1だって、この前、話、あれしてましたよね。それ言っていくと、一個、一個になっちゃうから。いや、何かあえて「市長自らの発議について」ってというのは要るのかなって思って、

●高野会長 もし、載せるのであれば、「そういう議論もなされたが、」とかっていうふうに、まあ、「話し合った結果、これで妥当だった。」というような言葉は付け加えてもいいかなとは思いますが、まあ、それは4分の1の話もそうですけれどね。

●佐藤副会長 いや、でも、全部が一応協議をしたわけだから、みんな。ただ鵜呑みにしたわけではなくて、皆さんは協議をしてやったから。だから、いやいや、ごめんなさい、そこだけ何となく、ここだけこんな文章があるのは、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、副会長の趣旨は当然、理解いたします。あの、副会長がおっしゃられる整理でいきますと、まあ、あの、「行政素案による整理が妥当である。」ということで。まあ、あの、基本的にはその、議論、「こうこう、こういう議論をした。」ということが答申書の中に載ってくるわけではなくて、結論だけを返す形になります。で、その理屈付けというのはこれまでの審議経過の中で明確になっているという考え方であれば、あえてそれについては強調してですね、答申書で、最終的な答申のところでも強調しなくても、まあ、行政素案による整理が妥当であるとか、適当であるというような落ち着いたき方でも、そこは構わないとは思いますが。

●高野会長 いや、問題は、市長が全部見ていたのかどうかという部分ですよ。

●佐藤副会長 いや、いや、市長、これだけ見たときに、「市長自らの発議については制限を設ける。」って読んじゃったら、そこで、けつまずくんじゃなくなつて。

●高野会長 私はその心配というよりは、「全部、見ているんだろうな。」とは思ってはいませんが、その部分がきちんと全部見られている上で、単純に、あの、「最終的に行政素案で問題ないですよ。」という回答だったら、それはそれで全然いいんでしょうけれども、そこがちょっと分からないので、まあ、「こういう書き方でもいいのかなあ。」とは思いますが。そうすると、他のところをもうちょっと丁寧に書かなければならない話になっちゃうんで、まあ、すごく長くなるのかなとは思いますが。

●水口委員 みんな「行政素案で妥当である。」って書いてあると、本当にちゃんとやってたのかなとかって思われちゃう。

●高野会長 そういうふうに思われるのもあるのかなというふうに、水口委員のおっしゃるように、本当にちゃんとやっているのかなと。いや、みなさん、議事録を見ればやっているというのは分かるんですけども、まあ、紙切れ1枚だけだと、確かにそういうふうに思われてしまう可能性もありますよね。

●水口委員 まあ、経過の説明もあると思いますけれどもね。

●高野会長 経過の説明をするような答申書というのは、あまり例はないのですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まあ、いろいろな例がありますけれども、

●高野会長 例えば「こうこう、こういう議論がなされた結果、こういう答申になりました。」っていうような、まあ、それくらいの程度でいいんですけども。どっちが多いのですかね、逆に言うと、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まあ、あの難しいのは、全ていろんな項目、多岐に渡るのですよね、なかなか、その。まあ、市長としては、その、結論をいただきたいということなんですよ。

●竹谷委員 プロセスはいいってことですか、市長は。プロセスは、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） いや、まあ、そこはその、飽くまでもその、「答申書として見せるかどうか。」ということなんですよ。

●高野会長 いや、例えば答申書を別紙的なものを作るということはあるんですか。答申書はそういう簡潔なもので結構だとは思いますが。その、別紙付けで出すというのは、報告書的なものですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ですから、それは、報告書としてですね、自治基本条例は多分、そのような方向になるのではないかという感じはしているのですが、報告書というような形の。ただ、報告書を作るということは、かなりページ数が多くなりますので、詳細に議論の経過を載せて、市長に返すということになります。

●佐藤副会長 いや、いいんじゃないんですか。いらんないんじゃないですか。

●水口委員 その前に付ける文言が明らかだからね。

●佐藤副会長 「やったよ。」っていうだけだから、それは別に、（いらんないんじゃないですか。）

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） これまで既に報告書は3回か4回くらい、もう出ているのでですね、また報告書なのかというところもちょっと、なかなか見づらいのではないかとこのところもあってですね、

●高野会長 だから、市長に対しては報告書は上がっているということですよ、それは。そうすると、その、何か副会長のおっしゃるようなこの、このところ、普通に、成立要件のところも「素案による整理が妥当である。」というふう書き換えた方がいいんじゃないんですか。

●佐藤副会長 だから、まあ、その、市長自らの発議だけはいらないような気がするんですけどもね。市民、議会、市長は、

●高野会長 もし、その、しっかり理解しているというのであれば、いらんないんじゃないでしょうか。その辺は、本当かどうか分かりませんが、我々、知る由もないのでね。

どうでしょうか。その部分は、そのような意見が今、出されていますけれども、「そのように載せた方がいい。」っていうのであれば載せますし、「載せなくてもいい。」というのであればそこは削除して、本当にシンプルな答申書を市長に提出するという形を採りたいのですけれども。

●佐藤副会長 一個目の、その「市の権限に属さない事項」って、まあ、我々が行政案から変えたものに関してはね、こういう書き方でいいとは思いますが。市長に関しては行政案を変えたわけではなくて、初めからあったわけだからね。どうでしょうか。

●高野会長 いかがでしょうか、そういう、

- 水口委員 「行政素案が的確である。」がいいんじゃないですか、全体的に。
- 高野会長 そういう形に訂正しましょうか。統一した方が文章としてはきれいだとは思いますが、
- 水口委員 結果的に、あの、請求の4分の1といった上にも、来たやつに対する回答だから、あえてそこに書かなくてもいいのかなって感じもしますけれどもね。
- 高野会長 では、その、会議として、推進会議としてはそういう回答を示したいと思いますので、まあ、事務局の方は、その旨修正していただいて、市長の方に答申していただくと、答申書の方を作成していただくという形に、
- 水口委員 ここでいう、あの「整理」ということは、「議論」というか、どういうふうに解釈したらよいのですか。行政素案による「整理」という、その「整理」という意味合いというのは、
- 高野会長 確かに、それは私もちょっと気にはなっていたんですよ。～の「考え方」だと、まあ、スムーズに入るんですけどもね。
- 事務局（中村市民自治推進課長補佐） 「考え方」の方が、あれでしょうかね。分かりやすいということであれば、そのような形にしますけれども、
- 高野会長 いや、飽くまでも僕が今、ちらっと言っただけで、他の言葉があるのであれば、それでも構わないのだと思うんですけどもね。
- 事務局（中村市民自治推進課長補佐） 一般的に言いますと「行政素案に書いていることは、妥当であると考えます。」ということですよ。ですから、「要件もそうですし、考え方として書かれているものも妥当です。」というイメージで文章は作らせていただいているんですけども。まあ、例えばその「整理」という言葉ではなくてですね、違う言葉でですね、出していただいた方がよいというのであればですね、そこは、当然、
- 青山委員 「提示」という言葉では駄目ですかね、行政素案による提示が妥当である。というふうにするっていうのは。提示されてますよね。
- 高野会長 若しくは「諮問」とかですよ。
- 青山委員 はい。
- 高野会長 これ、市長から諮問されて検討してきた。それに対する答申、回答。
- 竹谷委員 検討。諮問されたことを検討した結果、妥当であるとか。
- 高野会長 そう、まあ、そういう言葉でもいいとは思いますが。何か「整理」って何か、確かに私も違和感を感じてはいたんですよ。

●水口委員 何か意味があるのかな、まあ、行政用語なのかもしれないけれども、

●高野会長 ええ、そうなんですよ、整理という、そういう意味が、何か使い方としてあれば、まあ、行政用語なのかもしれませんが。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） この部分はですね、答申書を作成した段階です、正副会長さんともまた調整をしていかなければならない部分かと思っておりますので、最終答申案の最終調整の微調整の部分です、文言を御相談しながら進めるような形でよろしいでしょうか。

●高野会長 まあ、会長、副会長で、その文案の細かい調整についてはお任せいただくという形でよろしいですか。

【委員了承】

●高野会長 分かりました。それでは、その部分についてはそれで進めたいと思っております。

●佐藤副会長 十分に協議した結果、妥当であるとかね。十分協議した結果、妥当であると。一生懸命やったんだからね。

●青山委員 うん、そうですね。それが一番、重要な部分ですね。

●高野会長 やってないと思われるのも、あれだから。

まずはその、答申書については、これはいつぐらいに案として完成するのでしょうか。これ、皆さん委員には、その、完成した案を提示するんですか。それとも、出した後に「こういうのを出しました。」という形でお示しする形になるのでしょうかね。どちらになりますかね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 今、答申案についてということで、大項目として4点お示しさせていただいたんですけれども、まあ、それ以外の部分についても、行政素案の内容でよろしいのではないかとということで、現在、そういう考え方で推進会議の皆さんには同意をいただいたと認識しております。

それで、最終的なその答申書の文案については、正副会長さんの方に一任という結論をいただいたんですけれども、当然、我々で文案を作成いたしまして、正副会長さんの意見を聞きながら最終的に決めていきます。それで、日にちが、最終案まで、日にちがまだあるものですから、当然、あの、時間を区切ってですね、一応、正副会長さんとの間で詰めた協議案はこうだけれども、最終的に19日までに修正とかですね、この部分についてはちょっと直した方がよいのではないかとというのがあれば、その時点でですね、また、あの委員さんからの意見を踏まえて正副会長さん。あの、基本的には一任されているので会長さんのあれで進められて構わないと思うのですけれども、まあ、そのような形で各委員さんにもフィードバックをして進めていく形を採らせていただければと考えておりますが、よろしいでしょうか。

●高野会長 はい。そうしましたら、それとまあ、それ以外の「(2) その他」という事項での何か事務局の方から説明があれば、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、「(2) その他」ということではないんですけれども、一応、その、パブリックコメントについては基本的に、この原案で概ね了承されたものと考えておりますけれども、まだ、時間がございますので、最終的に19日に公表できるように進めたいと考えておりますが、正副会長さんにですね、最終的に微調整が必要な部分があるのかどうかを含めて 御相談させていただいて、19日に公開、推進会議案として公開できるように進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、あの、先ほどのパブコメの、あの、結果といいますか。結果のその、分かりやすい周知方策というか、周知、概要版のようなものについてはですね、また、別途、会長さん、副会長を中心に、再度、事務局とも調整を図っていきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、あとは、まあ、市民自治推進会議としては、自治基本条例の見直しも今、市長から諮問されてございますので、まあ、部会、本体会議の方で検討していくことになるんですけれども、あの、まあ、部会に限らずですね、「また、回数をどうするか。」というのも先ほど会長さんからもお話がありましたように、あと何回程度必要なのかというのも、推進会議として何回くらい必要なのかというのも回数も踏まえてですね、12月いっぱいを目途に、「あの、何回くらいで。」っていうというようなところを調整していければと考えておりますので、御協力の方をよろしくお願したいと思っております。

事務局からは、以上です。

●高野会長 はい、分かりました。じゃあ、見直しの方については、まあ、これから部会の方でもちょっと検討しなければならないと思っておりますので、また、検討した内容については、これ、委員さんに、まあ、個別で、っていうか、多分、全員に、まあ、メールで送ったり、まあ、「こういう流れで進めますよ。」っていうのはお示ししたいって私は思っているんですけれども、そういうのは、事務局としては対応は可能ですよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、まあ、あらかた方向性が決まれば、それは情報提供としてですね、する必要あると思っておりますので、内容をお決めいただいて、その、決まった内容をフィードバックできるような形でのサポートはできるかと思っております。

●高野会長 分かりました、はい。じゃあ、その旨で、まあ、進めていきたいと思っておりますので、住民投票条例については、まあ、一応、一段落ということで、区切りまではきたと。それについては、今後、周知の方策については、まあ、皆さんのまた御協力等をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、まず、その部分は、あの、一つ区切りが付いたということで今日の会議、これであと、事務局から、何も話すことはないですよ。会議、終了したいと思っております。皆さん、よろしいですか。お疲れさまでした。

3 閉会